

かかりつけ医機能報告制度 について

R7.7.28 医療介護政策課

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1) 医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病的予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(2) かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- 慢性疾患有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求ることとする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(3) 患者に対する説明（令和7年4月施行）

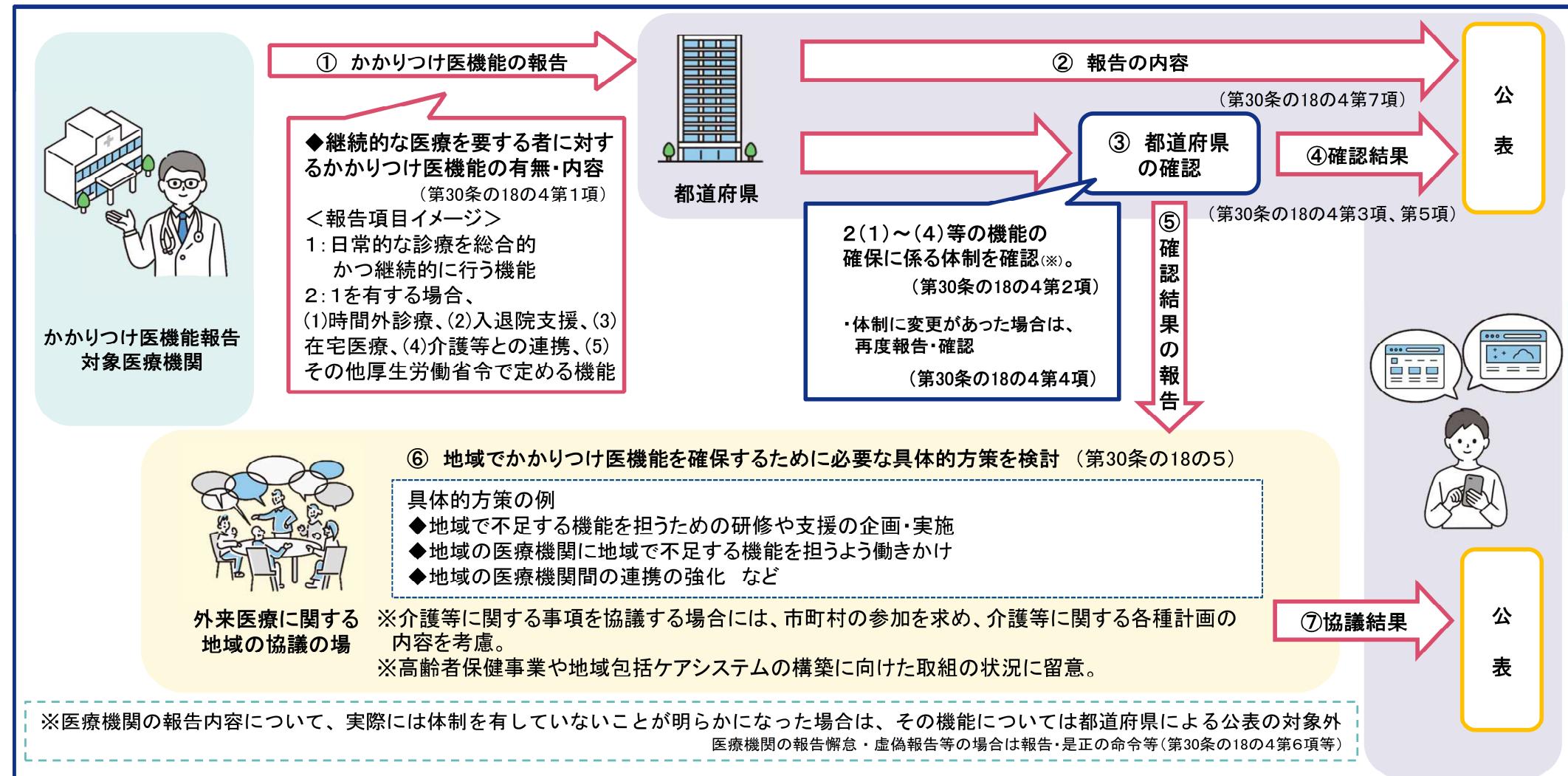
- 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

出典：第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施工に関する分科会 資料2

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告の流れ

出典: 第102回社会保障審議会医療部会 令和5年9月29日資料

スケジュール

令和7年度(2025年度)

4~6月

7~9月

10~12月

1~3月

令和8年度(2026年度)

4~6月

7~9月

ガイドライン・事例集の周知など

ガイドラインの見直しなど

報告システムの改修（設計、開発、テスト等）
操作マニュアルの作成など

報告システムの運用開始

※随時、説明会を開催予定

厚生
労働省

かかりつけ医機能報告

R7年度報告に向けた準備

2

医療機関に
報告依頼

3

医療機関から定期
報告受領

4

報告内容の集計・
分析

3

体制の有無の確
認

3

未提出の医療機
関へ催促

4

報告内容
及び、確認
結果の公表

都道府県

協議の場

協議の場の開催に向けた体制整備等

5

協議の場での協議

3

医療機関による報告

5

協議への参加

医療機関

制度施行後の当面のスケジュール

出典：かかりつけ医機能報告制度に係る第2回自治体向け説明会 令和7年1月31日資料

- ・4月1日付で医療法施行令の一部を改正する政令等が施行(医政発0401第2号)
- ・詳細は厚生労働省ホームページにも掲載中

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

- ・6月27日付で、『かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン(第1版)』が発出された(国の「一斉通知・調査システム」を通じて都道府県及び政令市へ通達)
- ・関係書類一式は上記ホームページへ掲載

- ・制度の具体的な運用や報告事項の詳細については、今年秋頃に「かかりつけ医機能報告マニュアル(仮称)」を発出予定

- ・厚生労働省は、7月下旬に市町を含めた自治体向け説明会を開催予定としている。

(参考1)
医療機関向け
周知
リーフレット

(表面)

医療機関の皆様へ

かかりつけ医機能報告制度 が始まります！

令和8年1～3月に、都道府県に対して
かかりつけ医機能報告を行うようお願いします

報告を行う対象医療機関

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、全ての病院・診療所が対象です。

医療機関の実施事項

報告

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県にご報告をお願いします。

※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。

※かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無も報告事項となります。

院内
掲示

かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告した
かかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。

※G-MISにおいて、院内掲示用の様式例を出力できるようにシステム開発を行
う予定です。

患者
説明

おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等についてご説明をお願いします。

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明
が努力義務となります。

詳しい情報は厚生労働省ホームページへ



厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度」
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuit
e/bunya/0000123022_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html)



かかりつけ医機能報告制度の概要

(裏面)

制度の目的

- かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。
- 多くの医療機関に参画いただき、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが特に重要です。



ご報告いただく内容

- ご報告いただくかかりつけ医機能の内容は、下記のとおりです。
※報告事項の詳細等については、令和7年度中に、厚生労働省から報告マニュアルを発出する予定です。

1号機能

【報告事項】

継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること（★）
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）
- 所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができる（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること（★） 等

※★：これらの項目を「可」と報告する医療機関は、「1号機能を有する医療機関」として2号機能の報告を行います。

2号機能

- （1）通常の診療時間外の診療、（2）入退院時の支援、（3）在宅医療の提供、
(4) 介護サービス等と連携した医療提供

【報告事項】

（1）通常の診療時間外の診療

- 白院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況
- 白院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等

（2）入退院時の支援

- 白院又は連携による後方支援病床の確保状況
- 白院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
- 白院における地域の退院レールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
- 白院における退院時の情報共有、共同指導の診療報酬項目の算定状況
- 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等

（3）在宅医療の提供

- 白院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況
- 白院における訪問診療、往診、訪問看護の診療報酬項目の算定状況
- 白院における訪問看護指示料の算定状況
- 白院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等

（4）介護サービス等と連携した医療提供

- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況
- 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有、指導の診療報酬項目の算定状況
- 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
- 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況
- ACP（人生会議）の実施状況 等

その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等

(参考2) かかりつけ医 機能の 院内掲示例

1号機能要件の
一つとなっており、
G-MIS上で印刷
可能とする予定。

当院におけるかかりつけ医機能について

当院は、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者様の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者さんが適切な医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制を以下のように報告します。

○○病院/診療所
20XX年 XX月 XX日

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

研修の修了者の有無/人数	無	有	者の場合	名
総合診療専門医の有無/人数	無	有	者の場合	名

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

該当なし	皮膚・形成外科領域	神経・循血管領域	精神科・神経科領域
眼領域	耳鼻咽喉領域	呼吸器領域	
消化器系領域	肝・胆道・脾臓領域	循環器系領域	
腎・泌尿器系領域	産科領域	婦人科領域	
乳腺領域	内分泌・代謝・栄養領域	血液・免疫系領域	
筋・骨格系及び外傷領域	小児領域		

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

該当なし	貧血	糖尿病	脂質異常症	統合失調症
うつ(気分障害、躁うつ病)	不安、ストレス(神経症)	睡眠障害	認知症	
頭痛(片頭痛)	脳梗塞	末梢神経障害	結膜炎、角膜炎、涙腺炎	
白内障	緑内障	近視・遠視・老眼 (屈折及び屈筋の異常)	中耳炎・外耳炎	
難聴	高血圧	狭心症	不整脈	
心不全	喘息・COPD	かぜ、感冒	アレルギー性鼻炎	
下痢、胃腸炎	便秘	慢性肝炎(肝硬変、 ウイルス性肝炎)	皮膚の疾患	
扁桃炎(扁桃リウマチ、 脱臼)	骨粗しょう症	腰痛症	頸腕症候群	
外傷	骨折	前立腺肥大症	慢性腎臓病	
更年期障害	乳房の疾患	正常妊娠・産じょくの管理	がん	
その他の疾患()				

3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可 不可

(参考3) 患者への 説明様式例

ガイドライン第5章
『患者への説明』に
詳細を掲載。

かかりつけ医機能に関する療養計画書（記載例）

(患者氏名) _____ 殿

令和 年 月 日

疾患名	慢性心不全、慢性腎臓病、発作性心房細動、骨粗鬆症	
治療に関する計画	現在の症状 (症状、ADLの状況、体温・脈拍・排便・食事などの状況や疼痛の有無など)	足のむくみ 心不全が悪化時には、息苦しさを感じたり、数分程度歩くなどのちよつとした動作で疲れたりする
治療方針・計画・内容 (検査・服薬・点滴・処置などの予定など)		脈拍を調整する薬、血液をサラサラにする薬、心不全の悪化を防止する薬を使用して、心不全の悪化によって入院しないで済むようにしていきます。また、骨折のリスクを下げる治療をしています。 特に心不全の悪化のリスクに対して、月1回診療をしていきます。
患者と相談した目標		塩分が多くならないように注意する 毎朝体重測定をする
その他 (生活上の配慮事項など)		骨折の危険性がありますので、転倒等に注意が必要です 階段等は手すりを利用するようにしてください
体調不良時の対応 (通常の診療時間外の診療・入退院時の支援等)		20時以降に急激な体重の増加や息苦しさ等があれば、●●診療所に連絡するようにしてください
在宅医療の提供・介護サービス等と連携した医療提供		体調や必要に応じて別途ご説明します
その他 (患者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項)		現時点ではありません

注) 上記内容は、現時点を考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものである。

当医療機関について	名称	
	住所	
	連絡先	

(主治医氏名) _____